

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 目的規定の適正化

この法律の目的から、「原子力事業の健全な発達」という文言を削除すること。  
(第一条関係)

二 原子力事業者の和解案の受諾

原子力事業者は、原子力損害賠償紛争審査会から提示された和解案について、相手方当事者が受諾しない場合、一定期間内に訴訟が提起された場合等を除き、これを受諾しなければならないこと等とすること。

(第十七条の十関係)

三 検討

政府は、速やかに、これまでの原子力事故による損害の額が損害賠償措置として定められていた額を大幅に超えるものであったことを踏まえ、福島第一原子力発電所の事故による損害の額を勘案し、賠償措置額の引上げについて検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。  
(附則第九条関係)

四 その他

その他所要の規定を整理すること。